

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 7 年 7 月 1 日

収支等命令者

佐賀県 県民環境部 有明海再生・環境課長 古賀 浩一

1 業務内容

- (1) 委託業務名 「九州自然歩道 Web シェルパ事業」広報展開業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 別紙 1 「説明書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 令和 2 年度以降に国又は地方公共団体等が発注した本業務と同種又は類似の業務について、完了した実績を 1 件以上有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 県内に事業所等が所在する者。
- (7) 県税（佐賀県に納付又は納入するものに限る。）及び国税の滞納がない者。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業体の場合〉

- (1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(8)までの条件を満たすこと。
共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続き等に関する事項

- (1) 担 当 課 佐賀県 県民環境部 有明海再生・環境課 有明海再生担当
郵便番号 840-8570
住 所 佐賀県佐賀市城内1-1-59 (旧館 1階)
電 話 0952-25-7349
ファックス番号 0952-25-7521
電子メールアドレス ariakekaisaisei@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
令和7年7月1日(火)から同年7月10日(木)まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会の日時及び方法

実施を省略

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、「参加資格確認申請書(様式第2-1号又は2-2号)」に關係資料を添付の上、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年7月10日(木) 17時まで
注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (2) 提出書類 別紙1「説明書」のとおりとする。
- (3) 参加資格 参加資格の確認結果は、令和7年7月14日(月)までに「参加資格確認結果通知書(様式第5号)」で通知する。
- (4) 苦情申立 非選定者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を

付して通知を行うが、理由について不服がある者は、回答を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面（様式は任意）により、担当課に苦情申立てを行うことができる。

6 提案書の提出

関係資料を添付の上、上記担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提出期限 令和7年7月23日（水）17時まで

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- (2) 提出書類 別紙1「説明書」のとおりとする。

- (3) 提案内容 別紙2「業務委託仕様書」のとおりとする。

- (4) 参加辞退 参加を辞退する者は、「参加辞退届（様式第8号）」を提出すること。

7 プレゼンテーションの日時及び方法

- (1) 開催日時 令和7年7月25日（金）13時30分から

- (2) 審査方法 プレゼンテーション及びその審査は、対面で参加者毎に行う。「参加資格確認結果通知書（様式第5号）」で参加資格要件に適合すると認められた者には、県からプレゼンテーションの時間帯をメールで連絡する。

- (3) 実施場所 佐賀県庁 旧館1階 県民環境部内会議室

8 結果の通知

- (1) 結果は、令和7年7月28日（月）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

- (2) 契約予定者として選定されなかった業者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に（休日を含まない。）に、書面（様式は任意）により、非選定理由について説明を求めることができる。

- (3) 担当課は、上記の説明を求められたときは、その翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に書面により行う。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準（配点入り）は、別紙のとおりとする。

- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

- (1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第３５号）第１１６条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

（ア）県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の１００分の１０以上）を締結し、その証書を提出する場合

（イ）国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

（２）見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

（３）失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は、無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続きについて不正行為を行った場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ １人で２以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

（４）プロポーザル手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続きを中止する。この場合の損害は、参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行うことができないとき。

（５）最優秀提案者の選定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が２人以上いるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

（６）参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

（７）その他

詳細は、別紙１「説明書」による。